

議案第 12 号

木曽広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

木曽広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和6年5月28日 提 出
木 曽 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

令和6年 月 日 決
木曽広域連合議会議長

木曽広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

木曽広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（令和３年木曽広域連合条例第６号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第78条の２第１項及び第４項第１号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、<u>同法第78条の２の２第１項各号並びに第78条の４第１項及び第２項の規定に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> （指定地域密着型サービス事業の申請者の資格） 第４条 法第78条の２第４項第１号の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（<u>法第８条第23項第１号に規定するサービス</u> <u>に係る指定の申請を行う場合に限る。）であることとする。</u> ２ （略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第６条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。	（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第78条の２第１項及び第４項第１号の規定に基づき指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準を定めるとともに、<u>法</u> <u>第78条の４第１項及び第２項の規定に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u> （指定地域密着型サービス事業の申請者の資格） 第４条 法第78条の２第４項第１号の規定により条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に</u>係る指定の申請を行う場合に限る。）であることとする。 ２ （略） （指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護） 第６条 前条に規定する援助等を行うため、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては、次の各号に掲げるサービスを提供するものとする。

(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

(2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行い、又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対応サービス」という。）

(3) 及び(4) （略）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第7条 （略）

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する厚生労働大臣が定める者

（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は前項第4号アの

(1) 訪問介護員等（指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者（施行規則

第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）をいう。以下この章において同じ。）が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話（以下この章において「定期巡回サービス」という。）

(2) あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問若しくは看護師等（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士をいう。以下この章において同じ。）による対応の要否等を判断するサービス（以下この章において「随時対応サービス」という。）

(3) 及び(4) （略）

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数）

第7条 （略）

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者

（以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。）をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号イの看

看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 （略）

4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることが

看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）の業務に1年以上（特に業務に従事した経験が必要な者

として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 （略）

4 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス若しくは訪問看護サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）、指定訪問看護事業所（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業所をいう。）若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所（第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下この条において同じ。）の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることが

できる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第143条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第50条第4項第5号、第106条第1項、第107条第1項、第116条第6項、第117条第3項及び第118条において同じ。）

(6)～(10) (略)

(11) 介護医療院

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～10 (略)

11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第27条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としな

できる。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第143条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第50条第4項第5号、第106条第1項、第107条、第116条第6項、第117条第3項及び第118条において同じ。）

(6)～(10) (略)

(11) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）

6 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の定期巡回サービス又は同一施設内にある指定訪問介護事業所若しくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。

7～10 (略)

11 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者であって看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上を、利用者に対する第27条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成に従事する者（以下この章において「計画作成責任者」という。）としな

なければならない。

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第227条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第9条 （略）

2及び3 （略）

なければならない。

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき（同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第227条第14項の規定により同条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。）は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号イに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第8条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備及び備品等）

第9条 （略）

2及び3 （略）

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第48条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第52条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条 （略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) （略）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第239条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定夜間対応型訪問介護事業者（第50条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定夜間対応型訪問介護（第48条に規定する指定夜間対応型訪問介護をいう。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第10条 （略）

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) （略）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物

をもって調製するファイルに前項に規定す

規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(心身の状況等の把握)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（木曽広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（令和3年条例第9号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第67条、第91条及び第92条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)

第24条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

る重要事項を記録したものを交付する方法

3～6 (略)

(心身の状況等の把握)

第15条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（木曽広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年条例第5号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、第67条、第91条及び第92条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本取扱方針)

第24条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、自らその提供する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の具体的取扱方針)

第25条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の行う指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(7) (略)

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(10) 及び (11) (略)

(主治の医師との関係)

第26条 (略)

2 (略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第10項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第10項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成)

第27条 (略)

(8) 及び (9) (略)

(主治の医師との関係)

第26条 (略)

2 (略)

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画（訪問看護サービスの利用者に係るものに限る。）及び同条第11項に規定する訪問看護報告書を提出し、訪問看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 医療機関が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を運営する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び次条第11項に規定する訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成)

第27条 (略)

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容並びに利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。

3～9 (略)

10 第1項から第8項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。

11～13 (略)

(揭示)

第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において単に「重要事項」という。）を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画における指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に定められた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護が提供される日時等にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、計画作成責任者が決定することができる。

3～9 (略)

10 第1項から第7項までの規定は、前項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更について準用する。

11～13 (略)

(揭示)

第36条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

を揭示しなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(地域との連携等)

第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、広域連合の職員（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が木曽郡外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第78条第1項及び第121条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）

（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(記録の整備)

第45条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完

(地域との連携等)

第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、広域連合の職員

又は地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第78条第1項及び第121条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(記録の整備)

第45条 (略)

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完

結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) (略)
- (4) 第27条第10項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第25条第9項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (6) 第29条の規定による広域連合への通知に係る記録
- (7) 第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (8) 第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(適用除外)

第46条 (略)

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第26条、第27条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに前条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。

(基本方針)

第48条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）の事業 _____ は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む

結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) (略)
- (4) 第27条第11項に規定する訪問看護報告書
- (5) 第29条に規定する広域連合への通知に係る記録
- (6) 第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(適用除外)

第46条 (略)

2 連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者については、第26条、第27条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第5項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び第10項から第12項まで並びに第45条第2項第3号及び第4号の規定は適用しない。

(基本方針)

第48条 指定地域密着型サービスに該当する夜間対応型訪問介護 _____ の事業（以下「指定夜間対応型訪問介護」という。）は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む

ことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第50条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(同項ただし書に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上) サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレ

ことができるよう、夜間において、定期的な巡回又は通報によりその者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うものでなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第50条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者

ををもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)

サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3 オペレーターは、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレ

ーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第51条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は 他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該 他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定

ーターとして充てることができる。

(1)～(10) (略)

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) (略)

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 (略)

(管理者)

第51条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定夜間対応型訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所、施設等（当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該同一敷地内の他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）の職務に従事することができるものとし、日中のオペレーションセンターサービスを実施する場合であって、指定訪問介護事業者（指定

居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第52条 (略)

2 及び 3 (略)

4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第9条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第54条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)～(9) (略)

(運営規程)

居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。)の指定を併せて受けて、一体的に運営するときは、指定訪問介護事業所の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第52条 (略)

2 及び 3 (略)

4 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第9条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針)

第54条 夜間対応型訪問介護従業者の行う指定夜間対応型訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)～(7) (略)

(運営規程)

第58条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程_____を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)
(地域との連携等)

第60条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第61条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第54条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第29条の規定による広域連合への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第42条第2項の

第58条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)
(地域との連携等)

第60条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第61条 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第29条に規定する広域連合への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第42条第2項に

規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第62条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第40条まで及び第42条から第44条までの規定は、指定夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第58条に規定する重要事項に関する規定をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第20条、第34条第2項、第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「指定夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第62条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第40条まで及び第42条から第44条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項

、第20条、第34条第2項、第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあっては、訪問介護員等）」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第64条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 及び(2) (略)

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして連合長が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同

(1) 及び(2) (略)

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして広域連合が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同

じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 ~ 7 (略)

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、広域連合の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第65条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____
_他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第66条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、次のア及びイに定める基準を満たしていること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能

じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 ~ 7 (略)

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、広域連合の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第65条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備及び備品等)

第66条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、次のア及びイに定める基準を満たしていること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

イ ア にかかわらず、食堂及び機能

訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) (略)

3 及び 4 (略)

5 指定地域密着型通所介護事業者が第64条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、広域連合の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第68条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号に掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) (略)

3 及び 4 (略)

5 指定地域密着型通所介護事業者が第64条第1項第3号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、広域連合の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(利用料等の受領)

第68条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1)～(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に

厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) (略)

(8) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。この場合において、特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(運営規程)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程_____を定めておかなければならない。

(1)～(11) (略)

(非常災害対策)

5 (略)

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第70条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、
_認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(運営規程)

第73条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(11) (略)

(非常災害対策)

第76条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(地域との連携等)

第78条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、広域連合の職員（当該指定地域密着型通所介護事業所が木曽郡外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）

(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 (略)

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して広域連合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の広域連合が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建

第76条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(地域との連携等)

第78条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、広域連合の職員

又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 (略)

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、広域連合等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の広域連合が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建

物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第80条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による広域連合への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第43条、第44条及び第56条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程 (第73条に規定する重要事項に関する規程

物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても 指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第80条 (略)

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する 広域連合への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第43条、第44条及び第56条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第73条に規定する重要事項に関する規程

をいう。第36条第1項において同じ。）」
と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第82条 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援

」
と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第82条 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援

をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(準用)

第83条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第43条、第44条、第56条及び第63条、第65条、第66条第4項並びに前節(第81条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第73条に規定する重要事項に関する規定をいう。第36条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第66条第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限

をいう。第1号において同じ。)を提供する事業者を除く。)及び指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。)を提供する事業者を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) (略)

(準用)

第83条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第43条、第44条、第56条及び第63条、第65条、第66条第4項並びに前節(第81条を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第73条に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第66条第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限

る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第70条第4号、第71条第5項、第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第80条第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第5号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(設備及び備品等)

第89条 (略)

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

3 (略)

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当

る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第70条第4号、第71条第5項、第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第80条第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 及び 3 (略)

(設備及び備品等)

第89条 (略)

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた_____面積以上とする。

3 (略)

4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当

該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に連合長に届け出るものとする。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第92条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 及び 4 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第93条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) ～ (7) (略)

(運営規程)

第97条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程

を定めておかなければならない。

(1) ～ (10) (略)

(緊急時対応医療機関)

第98条 (略)

該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に連合長に届け出るものとする。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第92条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 及び 4 (略)

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第93条 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) ～ (5) (略)

(運営規程)

第97条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程

(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1) ～ (10) (略)

(緊急時対応医療機関)

第98条 (略)

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 (略)

(記録の整備)

第100条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第93条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による広域連合への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第79条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(従業者の員数)

第103条 (略)

2及び3 (略)

4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 (略)

(記録の整備)

第100条 (略)

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する広域連合への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第79条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(従業者の員数)

第103条 (略)

2及び3 (略)

4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対

応型通所介護事業者（木曽広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例（令和3年条例第7号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第105条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5～7 （略）

（管理者）

第104条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障

応型通所介護事業者（木曽広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準

（平成25年条例第3号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第1号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員

（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第105条第2項第1号アにおいて同じ。）を12人以下とする。

5～7 （略）

（管理者）

第104条 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障

がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第105条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、次のア及びイに定める基準を満たしていること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

イ アの規定にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) (略)

3～5 (略)

(利用定員等)

第107条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業

がない場合は、当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、別に

_____厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第105条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、次のア及びイに定める基準を満たしていること。

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

イ ア_____にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) (略)

3～5 (略)

(利用定員等)

第107条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業

(管理者)

第108条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用指定認知症対

の運
営（第116条第7項、第143条第9項及び第2
27条第8項において「指定居宅サービス事
業等」という。）について3年以上の経験
を有する者でなければならない。

第108条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用指定認知症対

応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、 他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

3 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第110条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7)及び(8) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第111条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第104条又は第108条の管理者をいう。以下この条 において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービ

応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

3 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第104条第2項 に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第110条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5)及び(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第111条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第104条又は第108条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービ

スの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第113条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第110条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による広域連合への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第79条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第114条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第43条、第44条、第56条、第67条、第68条、第72条及び第74条から第79条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは

スの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2～5 (略)

(記録の整備)

第113条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する広域連合への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第79条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) (略)

(準用)

第114条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第43条、第44条、第56条、第67条、第68条、第72条及び第74条から第79条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは

「運営規程（第112条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第79条第4項中「第66条第4項」とあるのは「第105条第4項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等）

第116条 （略）

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、_____	介護職員
-------------------------------------	---	------

「第112条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第79条第4項中「第66条第4項」とあるのは「第105条第4項」と読み替えるものとする。

（従業者の員数等）

第116条 （略）

2～5 （略）

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 <u>指定介護</u>	介護職員
-------------------------------------	--	------

設されている場合		
	又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

7～10 (略)

11 前項の介護支援専門員は、指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者（第130条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 (略)

(管理者)

第117条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所

設されている場合	療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	
当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師

7～10 (略)

11 前項の介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

12 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者（第130条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

13 (略)

(管理者)

第117条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所

ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務

_____に従事することが
できるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第229条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第144条第3項、第145条、第228条第3項及び第229条において同

ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。

2 (略)

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第229条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第144条第3項、第145条及び第229条において同

じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第118条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、指定地域密着型サービス基準第65条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第120条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室は、次のアからエまでに定める基準を満たしていること。

ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であつて、別に

厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第118条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であつて、別に

厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(設備及び備品等)

第120条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室は、次のアからエまでに定める基準を満たしていること。

ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。

ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 ~ 5 (略)

(利用料等の受領)

第124条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) ~ (5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱
方針)

第125条 (略)

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下
「個室」という。）以外の宿
泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の
面積を合計した面積は、おおむね7.43平方
メートルに宿泊サービスの利用定員から個
室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以
上とするものとし、その構造は利用者のプ
ライバシーが確保されたものでなければな
らない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

3 ~ 5 (略)

(利用料等の受領)

第124条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) ~ (5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、別に_____厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

(指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱
方針)

第125条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取
扱方針)

第126条 指定小規模多機能型居宅介護の方
針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等

を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を
整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取
扱方針)

第126条 指定小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) ~ (4) (略)

(5) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(6) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

実施すること。

(8)及び(9) (略)

(居宅サービス計画の作成)

第127条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準条例第16条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第130条 (略)

2 (略)

3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなければならない。

4～7 (略)

(協力医療機関等)

第137条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2及び3 (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第139条の2 指定小規模多機能型居宅介護

(7)及び(8) (略)

(居宅サービス計画の作成)

第127条 (略)

2 介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号 に掲げる具体的取組方針に沿って行うものとする。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第130条 (略)

2 (略)

3 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

4～7 (略)

(協力医療機関等)

第137条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかねばならない。

2及び3 (略)

事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的
に開催しなければならない。

（記録の整備）

第140条 （略）

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) （略）

(3) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第126条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条の規定による広域連合への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) （略）

（準用）

第141条 第10条から第14条まで、第21条、

（記録の整備）

第140条 （略）

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) （略）

(3) 次条において準用する第21条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第126条第6号に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 次条において準用する第29条に規定する 広域連合への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第42条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) （略）

（準用）

第141条 第10条から第14条まで、第21条、

第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第42条から第44条まで、第72条、第74条、第77条及び第78条までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第134条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第143条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基

第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第42条から第44条まで、第72条、第74条、第77条及び第78条までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第134条に規定する重要事項に関する規程

_____」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）

第143条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基

準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第146条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合であり、かつ、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～5 (略)

準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第146条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。以下この項において同じ。)を行わせるために必要な数以上とする。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において____、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

2～5 (略)

6 前項の計画作成担当者は、指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

7及び8 (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業所等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の_____研修を修了している者を置くことができる。

10及び11 (略)

(管理者)

第144条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____

_____の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

6 前項の計画作成担当者は、別に_____厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

7及び8 (略)

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業所等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

10及び11 (略)

(管理者)

第144条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第91条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第145条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第92条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第151条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第143条第5項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 (略)

(管理者による管理)

第154条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地

3 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に

厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第145条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に

厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第151条 共同生活住居の管理者は、計画作成担当者（第143条第7項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 (略)

(管理者による管理)

第154条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地

域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第155条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) (略)
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3)～(8) (略)

（勤務体制の確保等）

第156条 (略)

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 及び 4 (略)
(協力医療機関等)

第158条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において

域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第155条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) (略)
- (2) 従業者の職種、員数及び職務内容
- (3)～(8) (略)

（勤務体制の確保等）

第156条 (略)

2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。

3 及び 4 (略)
(協力医療機関等)

第158条 (略)

て医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を連合長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

7及び8 （略）

2及び3 （略）

(記録の整備)

第160条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第148条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第150条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による広域連合への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第161条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第44条まで、第72条、第77条、第78条第1項から第4項まで、第133条、第136条、第138条及び第139条の2の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第155条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。)」
と、同項、第34条第2項、第36条第1項並

(記録の整備)

第160条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第148条第2項に規定する 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第150条第6項に規定する 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する 広域連合への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する 苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第42条第2項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第161条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第42条から第44条まで、第72条、第77条、第78条第1項から第4項まで、第133条、第136条及び第138条 _____の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第155条に規定する重要事項に関する規程 _____」
と、同項、第34条第2項、第36条第1項並

びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第133条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第136条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第163条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又

びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第133条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第136条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第163条 (略)

2～4 (略)

5 第1項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、地域密着型特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該地域密着型特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又

は計画作成担当者については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、その区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 介護医療院 介護支援専門員

8～10 (略)

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、同号ア中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第181条において準用する第139条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

は計画作成担当者については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、その区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) (略)

(2) 病院 介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

8～10 (略)

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第164条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等若しくは本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）_____

_____に従事することができるものとする。

第165条 (略)

2 及び 3 (略)

4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 介護居室は、次のアからエまでに定める基準を満たすこと。

ア 1の介護居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

(管理者)

第164条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等、_____本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができるものとする。

第165条 (略)

2 及び 3 (略)

4 指定地域密着型特定施設の介護居室（指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 介護居室は、次のアからエまでに定める基準を満たすこと。

ア 1の居室の定員は、1人とする_____。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2)及び(3) (略)

(4) 便所は、介護居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5)及び(6) (略)

5～7 (略)

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第166条 (略)

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第171条 (略)

2 (略)

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望及び利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4～7 (略)

(運営規程)

第177条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) (略)

(2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)～(10) (略)

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。

(2)及び(3) (略)

(4) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(5)及び(6) (略)

5～7 (略)

(内容及び手続の説明及び 契約の締結等)

第166条 (略)

(地域密着型特定施設サービス計画の作成)

第171条 (略)

2 (略)

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の地域密着型特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4～7 (略)

(運営規程)

第177条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) (略)

(2) 地域密着型特定施設従業者の職種、員数及び職務 内容

(3)～(10) (略)

(協力医療機関等)

第179条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を連合長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるよう

(協力医療機関等)

第179条 (略)

に努めなければならない。

7 (略)

(記録の整備)

第180条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第168条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第170条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5) 次条において準用する第29条の規定による広域連合への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第181条 第13条、第14条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第42条から第44条まで、第72条、第76条、第77条、第78条第1項から第4項まで、第133条及び第139条の2の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護

2 (略)

(記録の整備)

第180条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第168条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第170条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5) 次条において準用する第29条に規定する広域連合への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(8) (略)

(準用)

第181条 第13条、第14条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第42条から第44条まで、第72条、第76条、第77条、第78条第1項から第4項まで及び第133条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型介護看護

従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第36条第1項中「運営規程」とあるのは「第177条に規定する重要事項に関する規定」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第133条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第183条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、その区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 病院 栄養士又は 管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）

(4) (略)

9～11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指

従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と

、第72条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と

読み替える

ものとする。

(従業者の員数)

第183条 (略)

2～7 (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次の各号に掲げる本体施設の場合には、その区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）

(4) (略)

9～11 (略)

12 指定地域密着型介護老人福祉施設に指

定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。_____）

第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。_____）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 （略）
（設備）

定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」とい

う。）第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 （略）
（設備）

第185条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) (略)

(8) 廊下幅は、1.5メートル以上（中廊下の幅は、1.8メートル以上）とすること。――

――ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(9) (略)

2 (略)

(利用料等の受領)

第189条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定

第185条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(5) (略)

(6) 医務室は、医療法

第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設であるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(7) (略)

(8) 廊下幅は、1.5メートル以上

とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(9) (略)

2 (略)

(利用料等の受領)

第189条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 厚生労働大臣の定める基準

める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5)及び(6) (略)

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

(緊急時等の対応)

第201条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第183条第1項第1号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

(管理者による管理)

第202条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がな

_____に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準

_____に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5)及び(6) (略)

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に

_____厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

(緊急時等の対応)

第201条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第183条第1項第1号に掲げる医師

との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

(管理者による管理)

第202条 指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がな

い場合は、_____他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第203条 計画担当介護支援専門員は、第191条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第190条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行うこと。

(6) 第213条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等を記録すること。

(7) 第211条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（衛生管理等）

第207条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力医療機関等）

第208条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため

い場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務（本体施設が病院又は診療所の場合は、管理者としての職務を除く。）に従事することができる。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第203条 計画担当介護支援専門員は、第191条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 第190条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第213条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第211条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

（衛生管理等）

第207条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に

_____厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第208条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入院治療を必要とする入所者のため

一、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号に掲げる要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を連合長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に

に、あらかじめ、協力病院

を定めておかなければならない。

入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(記録の整備)

第212条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第188条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第190条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条の規定による広域連合への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第213条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第34条、第36条、第38条、第40条、第43条、第44条、第72条、第76条、第78条第1項から第4項まで及び第139条の2の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定す

2 (略)

(記録の整備)

第212条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第188条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第190条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第29条に規定する広域連合への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 前条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(7) (略)

(準用)

第213条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第34条、第36条、第38条、第40条、第43条、第44条、第72条、第76条及び第78条第1項から第4項まで の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定す

る運営規程」とあるのは「運営規程（第204条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条において同じ。）」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第214条 第1節及び前2節 _____ の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（設備）

第216条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲

る運営規程」とあるのは「第204条に規定する重要事項に関する規程

_____」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

（この節の趣旨）

第214条 第1節、第3節及び前節 _____ の規定にかかわらず、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（設備）

第216条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 廊下幅は、1.5メートル以上（中廊下の幅は、1.8メートル以上）とすること。――

―― ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(5) (略)

2 (略)

(利用料等の受領)

第217条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定するに基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5)及び(6) (略)

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 廊下幅は、1.5メートル以上―― とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

―― ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(5) (略)

2 (略)

(利用料等の受領)

第217条 (略)

2 (略)

3 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1)及び(2) (略)

(3) 厚生労働大臣の定める基準――

―― に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 厚生労働大臣の定める基準――

―― に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5)及び(6) (略)

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、別に――

―― 厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第218条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6～9 (略)

(勤務体制の確保等)

第223条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 (略)

(準用)

第225条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第34条、第36条、第38条、第40条、第43条、第44条、第72条、第76条、第78条第1項から第4項まで第4項まで、第139条の2、第186条から第188条まで、第191条、第194条、第196条から第203条まで及び第207条から第212条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第222条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第218条 (略)

2～4 (略)

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6～9 (略)

(勤務体制の確保等)

第223条 (略)

2～4 (略)

5 (略)

(準用)

第225条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第34条、第36条、第38条、第40条、第43条、第44条、第72条、第76条、第78条第1項から第4項まで
、第186条から第188条まで、第191条、第194条、第196条から第203条まで及び第207条から第212条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第222条に規定する重要事項に関する規程
」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型

訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第203条中「第191条」とあるのは「第225条において準用する第191条」と、同条第5号中「第190条第5項」とあるのは「第218条第7項」と、同条第6号中「第213条」とあるのは「第225条」と、同条第7号中「第211条第3項」とあるのは「第225条において準用する第211条第3項」と、第212条第2項第2号中「第188条第2項」とあるのは「第225条において準用する第188条第2項」と、同項第3号中「第190条第5項」とあるのは「第218条第7項」と、同項第4号、第5号及び第7号中「次条」とあるのは「第225条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第225条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第226条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（法第8条第23項第1号に規定するもの）に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する

訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第203条中「第191条」とあるのは「第225条において準用する第191条」と、同条第5号中「第190条第5項」とあるのは「第218条第7項」と、同条第6号中「第213条」とあるのは「第225条」と、同条第7号中「第211条第3項」とあるのは「第225条において準用する第211条第3項」と、第212条第2項第2号中「第188条第2項」とあるのは「第225条において準用する第188条第2項」と、同項第3号中「第190条第5項」とあるのは「第218条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第225条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第225条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第226条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護）に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する

訪問看護の基本方針及び第115条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第227条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

8～11 (略)

12 前項の介護支援専門員は、指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の_____ 研

訪問看護の基本方針及び第115条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第227条 (略)

2～6 (略)

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護療養型医療施設（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）

(5) (略)

8～11 (略)

12 前項の介護支援専門員は、別に_____厚生労働大臣が定める研修を修了している者でなければならない。

13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研

修を修了している者（第235条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

14 （略）

（管理者）

第228条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は_____他の事業所、施設等_____

_____の職務に従事することができるものとする。

2 （略）

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第229条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居

修を修了している者（第235条において「研修修了者」という。）を置くことができる。

14 （略）

（管理者）

第228条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。

2 （略）

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に

_____厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者）

第229条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居

宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所

（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第173条に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（設備及び備品等）

第231条 （略）

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 居間及び食堂は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室は、次のアからオまでに定める基準を満たすこと。

ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ウ ア及びイの基準を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者の

宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所

（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に

厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

（設備及び備品等）

第231条 （略）

2 前項に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(2) 宿泊室は、次のアからオまでに定める基準を満たすこと。

ア 1の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

イ 1の宿泊室の床面積は、7.43平方メートル以上としなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が病院又は診療所である場合であって定員が1人である宿泊室の床面積については、6.4平方メートル以上とすることができる。

ウ ア及びイ を満たす宿泊室（以下この号において「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者の

プライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3 及び 4 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第232条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第233条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。

プライバシーが確保されたものでなければならない。

エ プライバシーが確保された居間については、ウの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3 及び 4 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針)

第232条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供する指定看護小規模多機能型居宅介護の質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第233条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で

妥当適切に行うものとする。

(2)～(6) (略)

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(8)～(12) (略)

（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第235条 (略)

2及び3 (略)

4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなければならない。

5～7 (略)

8 第2項から第6項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

9及び10 (略)

(2)～(6) (略)

(7)～(11) (略)

（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成）

第235条 (略)

2及び3 (略)

4 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた看護及び介護を行わなくてはならない。

5～7 (略)

8 第2項から第7項までの規定は、前項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画の変更について準用する。

9及び10 (略)

(記録の整備)

第237条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 第233条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5) 第235条第9項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6) 次条において準用する第21条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条の規定による広域連合への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第40条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第238条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第42条から第44条まで、第72条、第74条、第77条、第78条、第121条から第124条まで、第127条から第129条まで、第131条、第132条、第134条から第138条まで、第139条及び第139条の2の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準

(記録の整備)

第237条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 及び(2) (略)

(3) 第233条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) (略)

(5) 第235条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(7) 次条において準用する第29条に規定する広域連合への通知に係る記録

(8) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(9) 次条において準用する第42条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(10) (略)

(準用)

第238条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第34条、第36条から第40条まで、第42条から第44条まで、第72条、第74条、第77条、第78条、第121条から第124条まで、第127条から第129条まで、第131条、第132条、第134条から第138条まで及び第139条_____の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準

用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第238条において準用する第134条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第121条中「第116条第12項」とあるのは「第227条第13項」と、第123条及び第131条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第139条中「第116条第6項」とあるのは「第227条第7項各号」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第239条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条

用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第238条において準用する第134条に規定する重要事項に関する規程

」と、同項、第34条第2項、第36条第1項並びに第43条第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第72条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第74条第3項及び第4項並びに第77条第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従事者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第78条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第121条中「第116条第12項」とあるのは「第227条第13項」と、第123条及び第131条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第139条中「第116条第6項」とあるのは「第227条第7項各号」と読み替えるものとする。

（電磁的記録等）

第239条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条

において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第62条、第81条、第83条、第101条、第114条、第141条、第161条、第181条、第213条、第225条及び前条において準用する場合を含む。)、第148条第1項、第168条第1項及び第188条第1項(第225条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録_____により行うことができる。

2 (略)

において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第13条第1項(第62条、第81条、第83条、第101条、第114条、第141条、第161条、第181条、第213条、第225条及び前条において準用する場合を含む。)、第148条第1項、第168条第1項及び第188条第1項(第225条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(重要事項の揭示に係る経過措置)

第2条 この条例の適用の日(以下「適用日」という。)から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の木曽広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第36条第3項(新地域密着型サービス基準条例第62条、第81条、第83条、第101条、第114条、第141条、第161条、第181条、第213条、第225条及び第238条において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第3条 この条例の適用日から令和7年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第126条第7号及び第233条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第4条 この条例の適用日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第139条の2(新地域密着型サービス基準条例第161条、第181条、第213条、第225条及び第238条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新地域密着型サービス基準条例第139条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第5条 この条例の適用日から令和9年3月31日までの間における新地域密着型サービス基準条例第208条第1項(新地域密着型サービス基準条例第225条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。